

狛江市市史編さん事業方針

1. はじめに

狛江市では、平成 32 年度に市制 50 周年を迎えることを契機に、新たな市史を編さんすることになりました。昭和 60 年に『狛江市史』を刊行して以降、四半世紀が経過し、市内の自然環境、景観、人々の生活様式も大きく変化してきました。『狛江市史』刊行後に発見された資料や、これまで蓄積してきた調査・研究成果を踏まえ、『新狛江市史』を編さんすることは、狛江の自然や歴史、文化財、伝統文化等を見直し、市民共有の財産とすることによって、今後の狛江市の発展を見とおすために大変意義あることと考えます。

狛江市では、平成 25 年 4 月 17 日に狛江市市史編さん委員会からの答申を受け、「市史編さん事業の基本構想」、「事業の基本方針」、「基本計画」、「編さんの基本方針」を定め、『新狛江市史』の編さん事業を推進していくことにしました。

2. 市史編さん事業の基本構想

狛江市では、昭和 45 年 10 月の市制施行を契機として、市史編さんを行いました。その成果は史料集 15 巻に結実するとともに、約 15 年の歳月をかけて、昭和 60 年 3 月に『狛江市史』を刊行しました。これを第 1 次市史編さん事業とすれば、今回の編さん事業は、第 2 次編さん事業になります。

今回の編さん事業では、第 1 次編さん事業の過程で蓄積された資料、その後蓄積されてきた資料や調査・研究の成果を十分に活用するとともに、地域に埋もれているであろう未発見の資料を掘り起こし、新たな視点から、狛江地域の歴史、文化財を体系的に取りまとめ、その成果を『新狛江市史』として刊行します。

編さん事業の推進にあたっては、市民の地域の歴史に関する関心と理解を高め、結果として「市民の地域に対する理解と愛着を喚起し、次世代への継承と地域文化の創造へ繋げる便とする」ことを、事業の基本構想とします。また、編さん事業を、狛江市第 3 次基本構想に盛り込んだ施策のうち、「生涯を通じて学び合うまち」、「文化を創造するまち」の具体化に向けた事業のひとつとして位置づけます。

なお、この基本構想を支える柱を、以下の 3 点とします。

- (1) 第 1 次編さん事業が終了した昭和 60 年以降、市内の都市化は進み、それと引換えに、旧来からの自然環境、景観、生活様式は大きく変化してきました。その間、地域にとって貴重な資料の散逸を防ぐため、古文書や民俗資料など大量の地域史資料を蓄積してきました。また、開発の進展とともに遺跡の発掘調査も増え、考古資料も数多く蓄積されてきています。第 2 次編さん事業にあたる今回の市史編さん事業では、第 1 次編さん事業が終了した後、蓄積されてきた地域史資料を整理し、その保存と継承に向けた位置付けを検討し、市民共有の財産とすることを第 1 の柱とします。
- (2) 第 1 次編さん事業において十分に消化できなかった近現代部分を充実させ、近郊住

宅都市として、狛江が発展してきた過程を視野に入れた歴史叙述を目指します。さらに、政治史・行政史からの視点だけではなく、地域における生活史・社会的な視点や、地域の人々の営みと自然環境、災害との向き合い方、新旧住民の境界解体・均質化など、地域を核として、多角的かつ広い視野で地域史を叙述することを第2の柱とします。

- (3) これまで蓄積されてきた地域史資料だけではなく、現在も急速に失われつつある地域の記憶を記録に留めるとともに、市内に埋もれている未発見の資料を掘り起こし、その記録化と将来に向けた保存に十分配慮します。これらは、現在も急速に失われつつある資料を保全し、将来行われるであろう第3次市史編さん事業に継続する営みとなります。これを第3の柱とします。

3. 事業の基本方針

編さん事業の中核をなすのは、『新狛江市史』とその準備過程となる資料編の編さん作業ですが、上に定めた基本構想を達成するため、以下のとおり事業の基本方針を定めます。

- (1) 『狛江市史』、『狛江市史料集』第1～第15、『狛江・語りつぐむかし』、『狛江・今はむかし』、『狛江市文化財調査報告書』など、これまで市や教育委員会が刊行してきた調査・研究の成果や、市内外において蓄積されてきた様々な調査・研究成果を活用し、各学問分野における最新の成果を盛り込み、地域の視点から改めて市史を編さんします。
- (2) 古文書の調査のみに留まらず、民俗調査や伝統的な建築物、美術工芸品等についても、教育委員会文化財担当部署と連携して、総合的な調査・研究を行い、成果を十分に活用します。
- (3) かつての景観や生活を窺うことができる写真、方言・アクセントや伝統文化・伝統芸能等を音声や映像資料として記録化します。また市史本編には、写真・図版を多く取り入れるなど、多様な表現手段を工夫するほか、DVD等のメディアの活用にも配慮するなど、市民が親しみやすい市史にします。
- (4) 編さんの過程で得られた最新成果をいち早く市民に提供するため、「市史研究」を定期的に刊行します。また、ホームページにおける情報発信、講演会、各種講座、展示会などを行い、市民に対して積極的に情報を発信します。さらに、旧村や町会などの小地域を単位とした座談会や聞き取りの会などを行います。地域の歴史に対する市民の理解・関心を高めることで、新たな情報提供や資料の発見に繋がり、そのことがより充実した市史編さんへ繋がるといったサイクルづくりに努めます。
- (5) 地域の歴史や文化財に関心を持ち、まちのあり方等について活動を続ける市民グループや団体との連携を図ります。また、市民によるボランティアの活用を図るなど、市民参加の機会の拡大に努めます。あわせて、地域の歴史・文化財の継承と地域文化の創造に向け、次世代に向けた人材の育成を図るため、子どもを含めた広い世代に、

地域に対する関心と理解を深める機会を提供します。

- (6) 市史編さん事業にあわせて、歴史的公文書の選別、保存、公開、活用に関する考え方を整理します。また、歴史的公文書の管理・活用等に関して、常に点検し、より良いあり方を検証して行きます。さらに、編さんの過程で収集した資料を適切に保存・管理し、将来にわたって効果的に活用するための拠点となる施設のあり方、編さん事業完了後の資料の保管・管理や調査・研究のあり方についても検討していきます。

4. 事業の基本計画

(1) 新市史編さん事業の期間

編さん事業の期間は、狛江市が市制施行 50 周年を迎える平成 32 年 10 月に新市史本編を刊行することとし、市史普及版・年表編の刊行を含め、平成 33 年度までを事業期間とします。

(2) 編さん事業の体制

- ①事業の推進にあたっては、市長からの諮問に応じて、編さん事業の基本構想、基本方針、基本計画及び編さんの基本方針等について審議し、答申するための機関として、市史編さん委員会を設置します。
- ②市史編さんの基本方針に基づき、資料の収集、整理、専門的調査・研究の方向性を検討し、市史及び資料編などの執筆・編集を行う市史編集専門委員会を置き、各専門分野に応じた委員を委嘱して、編さん事業を進めます。
- ③市史編集専門委員会のもと、編さんに必要な資料の収集・整理、専門的な調査・研究を行うため、市史編さん専門調査員・調査員を必要に応じて配置します。
- ④市民に開かれた市史編さん事業とし、市民協働を見据え、資料の収集、調査・研究、編集等の協力を行う市史編さん協力員を設置します。
- ⑤本事業を推進するための事務局として、企画財政部に市史編さん室を設置します。

(3) 付帯事業

編さん事業の根幹は、新市史本編及びその前提となる資料編の編さん作業ですが、事業の目的及び事業の基本方針を受けて、以下のような付帯事業を推進します。

- ①編さんの過程で得られた最新の成果をいち早く市民に還元するために「市史研究」を平成 25 年度以降、毎年度 1 回程度、定期的に刊行します。
- ②教育委員会文化財担当部署と連携し、歴史・文化財に関するホームページを充実させつつ、市史編さん事業に関する情報を積極的に発信するために、ホームページ等を積極的に活用します。
- ③市史に関連した講演会や各専門分野に応じた各種講座、編さん事業の過程で収集した資料の展示会などを、毎年度、定期的実施します。そのなかでは、市史編さん協力員の養成など、関心を持った市民が編さん事業に参加できる機会を提供します。

- ④編さん事業の前半期を中心に、旧村や町会などの小地域を単位とした座談会や聞き取りの会などを集中的に実施し、市民から広く情報を得るとともに、情報を交換する場を設けます。

5. 編さんの基本方針

(1) 編さんにあたっての基本方針

- ①基本となる資料の収集・整理、調査・研究に努め、市の内外を問わず、狛江地域に関わる資料を広く収集します。
- ②これまで蓄積されてきた調査・研究成果だけではなく、市民活動の成果等についても十分活用します。
- ③資料の収集・整理、資料編の執筆などの過程が、専門分野ごとの請負作業にならないよう編さんを進めます。各時代の記述にあたっては、専門分野ごとの切り分けにならないよう、狛江という地域を核として、様々な専門分野間の連携のうえに広い視野から地域史を構成することを目指します。
- ④本編は、なるべく平易な文章で記述し、写真・図版を活用するなど、市民が気軽に手に取れるものとするに努めますが、内容については最新の学問的成果や調査・研究の結果を踏まえ、具体的な資料に基づいた精度の高い内容とします。
- ⑤本編における記述を裏付ける基礎資料は、資料編として充実させます。また、編さんの過程で調査、収集した資料及び前回の史料集に掲載をした資料の活用を図るために、史料目録を作成します。
- ⑥市史の執筆、資料編の編さんにあたっては、市史編集専門委員会を中心に、専門調査員・調査員を含め、各専門分野の最新の成果を反映できるような執筆者に依頼して進めます。

(2) 内容と構成

新市史は、本編、普及版・年表、資料編、史料目録編で構成し、名称は、本編を『新狛江市史』とし、資料集は『新狛江市史 資料編』とします。

なお、現時点までに収集されている資料の内容・分量などに基づき、資料編は10冊程度（『近世1』『近世2』『近世3』『近現代1』『近現代2』『近現代3』『近現代4』『近現代5』『考古』『民俗』）とします。また、前回の編さん事業において刊行した『史料集』と今回刊行する『資料編』とを合わせて活用することに配慮し、『新狛江市史』の刊行後に、史料索引を兼ねた『史料目録』を刊行します。

なお、今後、編さん事業の過程で新たな資料の発見や、蓄積の状況、調査の進捗状況等に応じて、資料編の構成を変更する必要があることが想定されます。したがって、作業の進捗状況や刊行計画の調整、変更等について、常に市史編さん委員会へ諮りながら編さん作業を進めていきます。

(3) 編さんの基本計画

年度		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
本編	新狛江市史本編			→							○	
	普及版・年表				→							○
資料編	史料目録編	→										○
	近世1	→			○							
	近世2	→					○					
	近世3	→								○		
	近現代1	→			○							
	近現代2	→				○						
	近現代3	→						○				
	近現代4	→							○			
	近現代5	→									○	
	考古	→							○			
	民俗	→							○			
	市史研究			○	○	○	○	○	○	○	○	○

(4) 刊行物の体裁・頒布方法等

- ①『新狛江市史』本編及び普及版・年表は、A5判を基本とし、市民が手に取りやすい体裁とします。普及版・年表の刊行物名称等については、引続き市史編さん委員会に検討を委ねます。
- ②『新狛江市史 資料編』のうち近世及び近現代についてはA5判、2段組とし、中性紙を用いるなど、資料集としての刊行意義を尊重するような体裁に努め、表紙は硬表紙とします。なお、民俗及び考古資料編はA4判とするなど、各巻に掲載する資料の特性に応じた体裁とします。
- ③本編及び資料編の発行部数、頒布価格等については、発行の都度、別に定めるものとしますが、これら頒布にあたっては、市民が購入しやすい方法、価格設定に配慮します。
- ④市史研究については、A5判とし、編さん委員及び編集専門委員、専門調査員・調査員らによる論文・資料紹介・調査報告などを基本とし、編さん事業の進捗状況などについて掲載するものとします。刊行物としての名称については、市民に親しまれやすく、手に取りやすいものとするため、引続き、市史編さん委員会に検討をお願いします。

6. 歴史的資源の取扱方針について

(1) 狛江市における歴史的公文書の現状

今回の市史編さんにおいては、近・現代史の叙述について充実することが大きなひとつの柱であり、過去に行政が作成した文書や行政と市民とのやり取りが記録された文書等を歴史資料として活用することが想定されます。また、今後将来的に第3次編さん事業が行われるであろうことを考えれば、現在、市役所内において作成・保管されている行政文書も市の活動や市内における歴史的事象を記録した歴史的資源となるものです。

また、平成23年4月に施行された公文書管理法によれば、自治体は行政文書のうち将来歴史的資源となる可能性があるものを、市民共有の知的財産として永続的に保管・管理し、市民が広く活用できるよう適正な管理体制を構築していく努力義務があります。

しかし、現在、狛江市における行政文書の取り扱いは、保存期限満了後、どのような文書が歴史的公文書に該当するののかという選別の基準がなく、行政文書は保存期限満了後、廃棄されるか主管課において適宜保存されているといった状況です。

(2) 歴史的公文書の整理・保管・公開に向けて

今回、市史編さん事業にあわせて、行政文書についても将来にわたって活用できる歴史的資源として適切に蓄積するため、選別の基準、保管、公開の方法等について検討していきます。まずは何よりも資源の蓄積をはじめることが重要であるため、先行する自治体等における選別基準を参考に、保存期限が満了した行政文書のなかから、歴史的資源となりうる文書を歴史的公文書として選別するための基準を設け、選別した文書を歴史的公文書としての分類に沿って、分類・保管・管理を行います。

なお、選別の基準・方法等については、具体的な文書の蓄積をはじめたうえで、適宜、見直しを行います。また、選別された歴史的公文書の保管・管理については、その保全に十分留意すること、さらに歴史的公文書の蓄積と基礎的な整理にかかる一定の経過期間を設けた後には、公開に向けた施設・体制等の整備についても検討していきます。